

技能講習一覧

令和6年度
受講者
募集中!お気軽にお問合せ下さい **TEL.0166-26-3601**

●受講するには当協議会への登録(無料)が必要です。●写真代等の費用は自己負担となります。

募集締切 各科目の講習日程をご覧ください

※10月以降の講習日程については、9月上旬に公表する予定です。

季節労働者の方
限定

講習会場 株式会社 北央自動車学校

上川郡東神楽町3号南6番地 (委託先) (株) 北央自動車学校

講習科目	コース	講習日程			定員
		7月	8月	9月	
フォークリフト (大型特殊免許所有者)	2日間 募集締切	9火~10水 6/14金	16金~17土 7/23火	6金~7土 8/15水	20名
小型移動式クレーン	3日間 募集締切	24水~26金 6/28金	21水~23金 7/26金	25水~27金 8/30金	30名
玉掛け	3日間 募集締切	17水~19金 6/25火	7水~9金 7/16火	11水~13金 8/20火	30名
高所作業車	2日間 募集締切	4水~5金 6/12水	2金~3土 7/10水	3火~4水 8/8水	25名
車両系建設機械(整地等) (大型特殊免許所有者)	2日間 募集締切	30火~31水 7/5金	28水~29水 8/5月	18水~19水 8/27火	25名

講習会場 株式会社 PCT (北海道教習所 旭川出張所)

旭川市永山北1条10丁目13-38 (委託先) (株) PCT

講習科目	コース	講習日程			定員
		7月	8月	9月	
フォークリフト (普通・大型免許所有者)	4日間 募集締切	17水~20土 6/20水	19月~22水 7/17水	6金~9月 8/13火	20名
不整地運搬車 大型特殊免許所有者 (車両系(整地等)または(解体用)修了者)	2日間 募集締切	4水~5金 6/7金	2金~3土 7/9火	4水~5水 8/8水	20名
車両系建設機械(解体用) (車両系(整地等)技能講習修了者)	1日間 募集締切	18水 6/20水	6火 7/10水	17火 8/22水	20名
ガス溶接	2日間 募集締切	16火~17水 6/18火	— —	12水~13金 8/20火	5名
特別教育 フルハーネス型 墜落制止器具 ※1	1日間 募集締切	24水 6/27水	27火 7/29月	30月 8/30金	8名
特別教育 テールゲートリフター NEW (大型免許所有者) ※2	1日間 募集締切	9火 6/13水	— —	20金 8/23金	3名

※1 令和4(2022)年1月2日から高さ2メートル以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場所でフルハーネス型墜落制止器具を使用する場合は、特別教育を受講する必要があります。

※2 令和6(2024)年2月1日以降、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されました。

対象者 季節労働者で通年雇用を目指す方(旭川市・鷹栖町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・東神楽町・美瑛町に在住の方限定)

以下①~③をご持参ください。

① 季節労働者(短期雇用特例被保険者)であることの証明書

就業中の方 雇用保険被保険者証(下記見本図参照)

離職した方 雇用保険特例受給資格者証(離職から6ヵ月以内のもの)
または特例受給資格者失業認定申告書② 運転免許証(免許証のない方はマイナンバーカード)
現住所と違う場合は変更が必要です。

③ 技能講習修了証 お持ちの方はご持参ください。

就業中の方(短期雇用特例被保険者であることの記載例) ※見本

離職した方 ※見本

必要なもの

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (被保険者通知用)		雇用保険被保険者証	
確認(受理)通知	取得時資格取得年月日	被保険者種類	被保険者番号
被保険者番号	③ 1又は9- 4又は5 高齢 者等		
被保険者氏名	生年月日 (元号-年-月-日)	被保険者氏名	生年月日 (元号-年-月-日)
事業所名称	通勤の年月日		

0000.0

雇用保険特例受給資格者証	
1. 支給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 生年月日
5. 住所	6. 支店名
7. 支店方法(記号)	8. 支店名
9. 資格取得年月日	10. 離職年月日
11. 離職理由	12. 備考
13. 60歳到達時資格取得日	14. 離職時資格取得日
15. 給付制限	16. 失業給付開始年月日
17. 認定予定年月日	18. 失業給付終了年月日
19. 基本手当日額	20. 認定給付日数
21. 認定給付率	22. 認定給付率
23. 特種表示(災害時、一括、遺族、世帯員)	

雇用保険被保険者証(タテ約7.6cm×ヨコ約21cmのサイズ)

雇用保険特例受給資格者証(離職から6ヵ月以内のもの)

※就業中でも季節労働者であることが確認できれば、申込みを受付けます。

※「雇用保険特例受給資格者証」が離職から6ヵ月を過ぎている場合や、証明書についてご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

※受講にあたり、マスク着用は受講される方の個人の判断に委ねます。